

第4章

国際テロ情勢

1 イスラム過激派と我が国に対するテロの脅威

(1) イスラム過激派

ISIL（いわゆるイスラム国）は、平成31年（2019年）3月、イラク及びシリアにおける全ての支配地域を失い、令和元年（2019年）10月には、米国の作戦行動により初代指導者バグダーディが殺害された。その後の指導者の相次ぐ死亡により、現在は、令和5年（2023年）8月に就任した5代目指導者アブ・ハフス・アル・ハシミ・アル・クラシに対し、ISILの「州」を称する各地の関連組織が忠誠を表明している。ISILについては、中枢組織の弱体化や求心力の低下が指摘されているものの、アフガニスタン及びアフリカ地域において、関連組織がテロの実行及びプロパガンダの発信を継続している。

また、ISILは、イラク及びシリアにおける軍事介入に対する報復として、従前から、「対ISIL有志連合」参加国等に対するテロの実行を呼び掛けているほか、同年10月に発生したハマス等のパレスチナ武装勢力によるイスラエルへのテロ攻撃及びその後の武力衝突を受け、欧米権益等に対するテロ実行の呼び掛けを強化している。令和6年（2024年）1月には、ISIL広報官が独自メディアを通じて「かれらに会えば、何処でもこれを殺しなさい」と題する音声声明を発出し、民間人と軍人を区別することなく、ぜい弱な標的に狙いを定め、爆発物や銃器、刃物、車両等を使用した攻撃を世界各地で実行するよう呼び掛けた。こうした情勢下、同月、イラン・ケルマーンにおいて連続自爆テロ事件が発生し、少なくとも84人が死亡、284人が負傷しており、また、同年3月のロシア・モスクワのコンサート会場における襲撃テロ事件では、少なくとも144人が死亡、551人が負傷しているところ、いずれもISILが犯行声明を発出している。

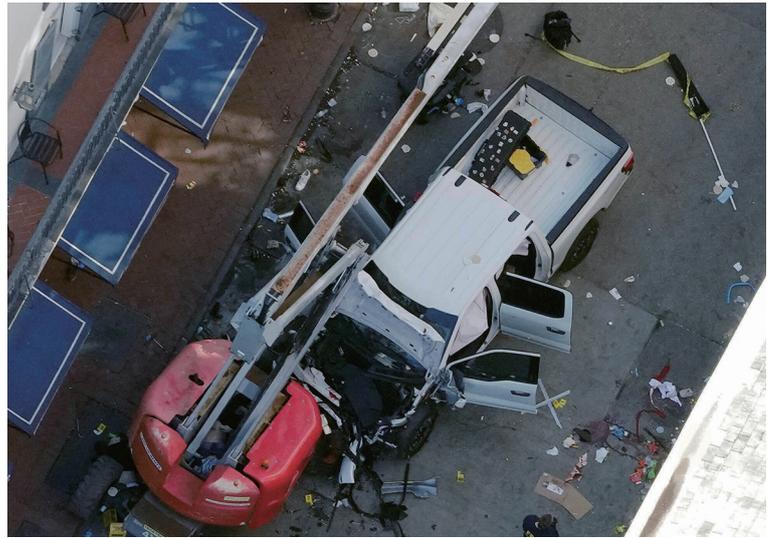


▲イラン・ケルマーンにおける連続自爆テロ事件
(ロイター/アフロ)



▲ロシア・モスクワのコンサート会場における襲撃テロ事件
(ロイター/アフロ)

さらに、欧米では、計画段階で阻止されたものも含め、I S I Lのプロパガンダに影響を受けたとみられる者によるテロ事件が確認されている。例えば、同年8月に発覚したオーストリア・ウィーンのコンサート会場を標的とするテロを計画したことにより逮捕された男は、インターネットを通じて過激化しI S I Lに忠誠を誓っていた人物であり、男の自宅から化学物質や爆発装置等が発見されるなどした。令和7年（2025年）1月には、米国・ニューオーリンズにおいて、I S I Lに参加したと自称する米国市民がピックアップトラックを運転して群衆に突入するなどして14人が死亡、少なくとも57人が負傷したが、これは、過去10年間の米国におけるアル・カーイダ（以下「AQ」という。）やI S I L関連の攻撃で最多の死者数を出した事件とされる。また、同年2月には、オーストリア・フィラハにおいて、インターネットを通じて短期間で過激化しI S I Lに忠誠を誓ったとされるシリア国籍の男が路上で通行人を無差別にナイフで襲撃し、1人が死亡、5人が負傷する事件が発生したほか、同年12月には、豪州・シドニーのボンダイビーチにおいても、I S I Lの影響を受けたとみられる男2人が銃を乱射し、15人が死亡、40人以上が負傷する事件が発生するなど、I S I Lは欧米において引き続き重大な脅威となっている。



▲米国・ニューオーリンズにおける車両突入テロ事件
(AP/アフロ)

加えて、イラク及びシリアでI S I Lが支配地域を失ったことにより、両国における外国人戦闘員及びその家族の多くが同地を離れて、母国又は第三国に渡航してテロを行う危険性が指摘されてきた。一方で、旧支配地域に残留する者の一部は、いまだ拘束されずに活動を継続しており、その脅威は継続している。戦闘員以外の女性や子供の帰還についても、同人らが過激思想に感化されている可能性を考慮すれば、帰国後にテロ対策上の脅威となることが懸念されている。

AQは、令和4年（2022年）7月に指導者アイマン・アル・ザワヒリが米国の作戦により殺害された後、新指導者の発表が認められないなど、指導部の損失に直面しているが、令和3年（2021年）8月にアフガニスタンで実権を掌握したタリバーンとの密接な関係が指摘されており、同国を拠点として活動が活発化することが懸念されている。一方で、中東やアフリカにおいて活動するAQ関連組織は、各地で自律的に活動しており、現地政府・治安機関等を狙ったテロを継続している。

また、I S I Lをはじめとするイスラム過激派組織による先端技術の悪用も懸念されており、暗号資産を通じた資金獲得活動やAIによるプロパガンダ素材の生成と様々な言語への翻訳、暗号化されたアプリへのリクルート対象の誘導等により、影響力の強化及び勢力の拡大を図っているとの報告もある。これらの事情を鑑みれば、国際テロを取り巻く情勢は、依然として厳しい状況にあるといえる。

(2) 我が国を標的とするテロの脅威

平成25年(2013年)1月の在アルジェリア邦人に対するテロ事件、平成31年(2019年)4月のスリランカにおける爆弾テロ事件等、邦人や我が国の権益がテロの標的となる事案が現実には発生していることから、今後も、邦人がテロや誘拐の被害に遭うことが懸念される。

ISILは、独自メディアである「アル・フルカーン」やオンライン機関誌「アル・ナバア」を通じ、欧米権益等に対するテロの実行を呼び掛けるプロパガンダを継続している。

また、アフガニスタンを拠点とするISIL-K^注の関連メディアにおいて、タリバーンに協力的な国家を批判する意図で、他国の国旗とともに我が国の国旗が掲載されるなど、我が国に言及する状況が確認されている。

AQについても、米国とその同盟国をテロの標的とするよう呼び掛けているほか、米国で拘束中のAQ幹部ハリド・シェイク・モハメドは、我が国に所在する米国大使館を破壊する計画等に関与していたと供述している。

こうした動向や供述は、米軍基地をはじめとする欧米権益等が多数存在する我が国に対するイスラム過激派組織によるテロの脅威の一端を明らかにしたものと見える。これらの事情を鑑みれば、我が国に対するテロの脅威は継続しているといえる。



▲スリランカにおける爆弾テロ事件 (AP/アフロ)



▲ISIL-Kの関連メディアである「ホラサンの声 (Voice of Khorasan)」

2 日本赤軍と「よど号」グループ

(1) 日本赤軍

日本赤軍は、平成13年4月、最高幹部・重信房子が日本赤軍の「解散」を宣言し、後に組織も「解散」を表明した。しかし、いまだに過去に引き起こしたテロ事件を称賛していること、現在も7人の構成員が依然として逃亡中であることなどから、「解散」はテロ組織としての本質の隠蔽を狙った形だけのものに過ぎず、テロ組織としての危険性がなくなったとみることはできない。警察では、国内外の関係機関と連携を強化し、逃亡中の構成員の検挙及び組織の活動実態の解明に向けた取組を推進している。

国際手配中の日本赤軍



似ている人を見かけた時は、110番でお知らせ下さい。 警察庁

▲国際手配中の日本赤軍メンバー

注…Islamic State in Iraq and the Levant-Khorasan (イラクとレバント地方のイスラム国ホラサン)

(2) 「よど号」グループ

昭和45年(1970年)3月、共産主義者同盟赤軍派の田宮高磨ら9人が、東京発福岡行き日本航空351便、通称「よど号」をハイジャックし、北朝鮮に入国した。

現在、ハイジャックに関与した被疑者5人及びその妻3人が北朝鮮にとどまっているとみられており^注、このうち3人については、日本人を拉致した容疑で逮捕状の発付を得ている。

警察では、「よど号」犯人らを国際手配し、外務省を通じて北朝鮮に対して身柄の引渡し要求を行うとともに、「よど号」グループの活動実態の全容解明に努めている。



▲国際手配中の「よど号」グループ

3 国際テロ対策等

近年、我が国の社会情勢は大きく変化しているほか、我が国を取り巻く国際的な情勢も目まぐるしく変化している。テロ情勢も依然として予断を許さない状況にあり、テロ対策等を講じ、良好な治安を確保していくことは極めて重要な課題である。これらを含めた様々な課題に的確に対処するため、令和4年12月20日、「『世界一安全な日本』創造戦略2022」が第35回犯罪対策閣僚会議において決定されるとともに、閣議決定されたところ、警察では、同戦略を踏まえテロ対策を推進している。

警察庁では、これまでも平成27年6月に、我が国におけるテロの未然防止及びテロへの対処体制の強化のため、警察が重点的に取り組むべき事項を「警察庁国際テロ対策強化要綱」として取りまとめ、決定・公表し、同要綱に基づき、情報収集・分析、出入国在留管理庁及び税関との協力の下での顔画像情報や指紋情報等を活用した水際対策、警戒警備、違法行為取締りと事態対処、官民連携といったテロ対策を推進してきた。また、平成27年(2015年)11月に発生したフランス・パリにおける同時多発テロ事件を受け、爆発物の原料となり得る化学物質への対策、不特定多数の者が集まる施設等への対策等、各種テロ対策を強化している。



▲犯罪対策閣僚会議で発言する岸田総理(当時)
(毎日新聞社/アフロ)

注…ハイジャックに関与した被疑者1人及びその妻1人は死亡したとされているが、真偽は確認できていない。

さらに、平成29年（2017年）には、5月の英国・マンチェスターのコンサート会場における自爆テロ事件、8月のスペイン・バルセロナ等における車両等使用テロ事件をはじめ、世界各地でテロが相次いで発生したことから、警察では、テロ関連情報の収集のほか、不特定多数の者が集まる施設等について、制服を着用した警察官による巡回の実施や、パトカーの活用等により「見せる警戒」を実施するとともに、大型商業施設、公共交通機関等において施設管理者と連携し、テロの未然防止に向けた合同訓練を実施するなど、管理者対策を推進し、テロへの警戒を強化している。



▲フランス・パリにおける同時多発テロ事件
(EPA=時事)

(1) 情報の収集・分析と捜査の徹底等

テロを未然に防止するためには、幅広い情報の収集及び的確な分析が不可欠である。テロは極めて秘匿性の高い行為であり、関連情報のほとんどは断片的なものであることから、情報の蓄積と総合的な分析が求められる。警察では、警察庁警備局外事情報部を中心に外国治安情報機関等との連携を一層緊密化している。

また、インターネット上の情報収集・分析の重要性がこれまで以上に増しているところ、インターネット上に公開されたテロ等関連情報の収集・分析を強化するために、平成28年4月、警察庁警備局に「インターネット・オシントセンター」を設置した。こうした活動を通じてテロ関連情報の収集・分析を強化するとともに、その総合的な分析結果を重要施設の警戒警備等の諸対策に活用している。情報の収集・分析の結果、テロの実行に向けた動向を把握した場合には、法と証拠に基づき厳正に対処することとしている。さらに、警察では、邦人や我が国の権益に関係する重大テロが国外で発生した場合には、情報収集や現地治安機関に対する捜査支援等のため、職員を現地に派遣することとしている。

(2) 国際協力の推進

テロ対策を推進するためには、世界各国との連携・協力が必要不可欠である。令和7年（2025年）11月にはG7内務・安全担当大臣会合がカナダのオタワで開催されるなど、サミットや国連等の場において、政府首脳間、治安担当大臣間、警察・治安情報機関間等で諸対策に関する活発な議論がなされている。警察庁も、G7ローマ／リヨン・グループ会合をはじめとする各種国際会議に出席し、国際テロ対策に関する議論に参加するとともに、国際テロ対策に関する二国間協力及び多国間協力を推進するため、二国間や多国間のテロ対策に関する協議を主催して、協力関係の構築、情報交換、関連施設の視察等を行っている。また、独立行政法人国際協力機構（JICA）と「国際テロ対策セミナー」を共催し、アジア、



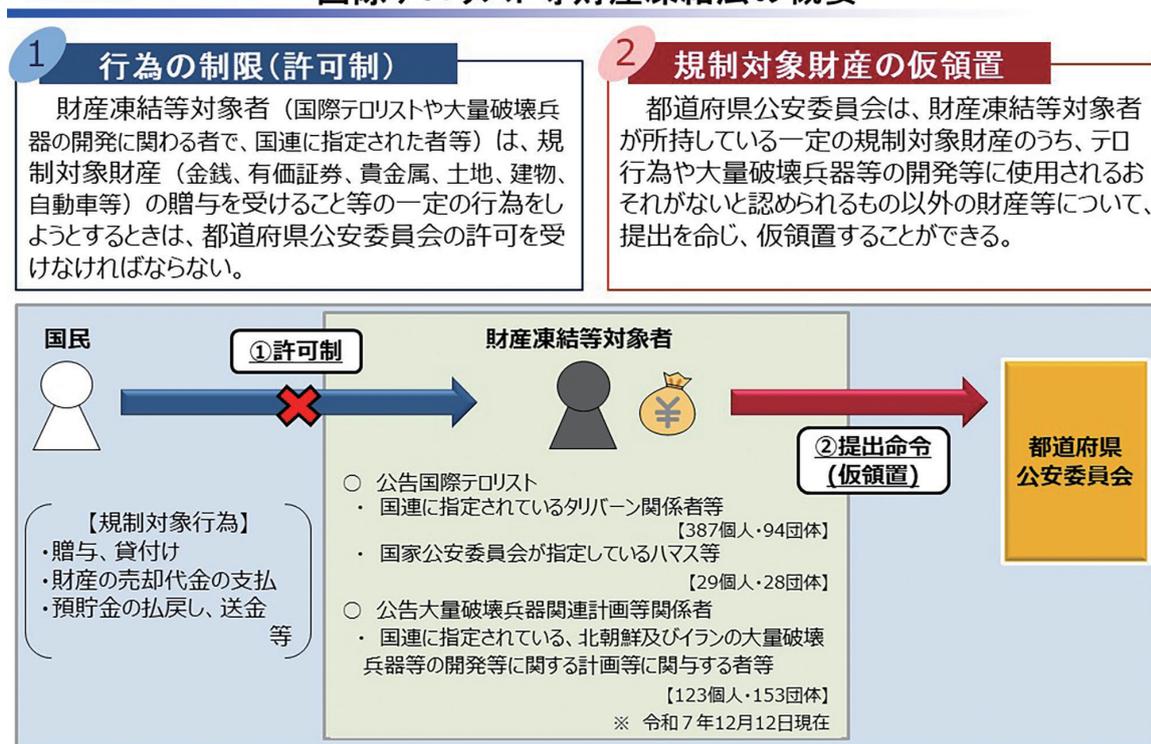
▲G7内務・安全担当大臣会合

中東、アフリカ等から警察・治安情報機関担当者を招へいして、国際テロ対策に関するノウハウを提供している。

テロ関連情報の収集・分析能力の強化及び外国治安情報機関との関係強化の観点から、こうした国際協力は極めて重要であり、警察庁では、今後とも積極的に推進していくこととしている。

このほか、我が国は、国際連合安全保障理事会決議第1267号等が求めている国際テロリストの財産の凍結等にも取り組んでおり、平成27年10月には、従来、外為法では規制されていなかった国際テロリストに係る国内取引を規制する、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（以下「国際テロリスト財産凍結法」という。）が施行された。

国際テロリスト等財産凍結法の概要



また、令和3年6月のFATF^{注1}（金融活動作業部会）全体会合で採択された第4次対日相互審査結果報告書において、国連安全保障理事会決議によりその財産の凍結等の措置を執るべきこととされている大量破壊兵器関連計画等関係者^{注2}に係る居住者間取引（国内取引）について制限措置を確実に実施するための法改正を行うよう指摘を受けた。このような中で、令和4年12月、第210回国会で、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が成立した。これにより、国際テロリスト財産凍結法が改正され、法律名が国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（以下「国際テロリスト等財産凍結法」という。）に改められ、大量破壊兵器関連計画等関係者が新たに財産の凍結等の対象とされた。我が国では、外為法及び国際テロリスト等財産凍結法に基づき、令和7年12月12日時点で、416個人122団体の国際テロリスト及び123個人153団体の大量破壊兵器関連計画等関係者を財産の凍結等の措置を執るべき者として公告している。

注1…Financial Action Task Force on Money Launderingの略。マネー・ロンダリング対策、テロ資金供与対策及び拡散金融（大量破壊兵器の拡散に寄与する資金の供与）対策に関する国際協力を推進するため設置されている政府間合

注2…特定の国又は地域による大量破壊兵器の開発等に関する計画等に関与し、又は当該計画等の支援を行う者

(3) 水際対策の強化

周囲を海に囲まれた我が国でテロリスト等の入国を防ぐためには、国際空港・港湾において出入国審査、輸出入貨物の検査等の水際対策を的確に推進することが重要である。

政府は、内閣官房に空港・港湾水際危機管理チームを設置するとともに、国際空港・港湾に、空港・港湾危機管理（担当）官を置き、水際対策を強化している。テロリスト等の入国を阻止するため、事前旅客情報システム（A P I S^{注1}）、外国人個人識別情報認証システム（B I C S^{注2}）及び乗客予約記録（P N R^{注3}）が運用されており、警察では、関係機関と連携して水際対策の強化を図っている。



▲関係機関との水際対策訓練（9月、長崎）

注1…Advance Passenger Information System の略。船舶及び航空機で来日する旅客及び乗員に関する情報と関係省庁が保有する要注目人物等に係る情報を入国前に照合するシステム
注2…Biometrics Immigration Identification & Clearance System の略。来日する外国人に入国審査の際に提供させた個人識別情報と関係省庁が保有する要注目人物等に係る情報を照合するシステム
注3…Passenger Name Record の略。航空券を利用して入国する旅客の予約情報